

小千谷市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

小千谷市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校を取り巻く環境は、学校教育に対する期待や役割の変化、課題の多様化などにより、大きく変化している。現在、学校が社会の中で担う役割は、これまで以上に重要となっており、教育職員には、学習指導のみならず、時代の変化に応じた専門的な知識や技能を身に付け、資質や能力の向上を図っていくことが求められている。

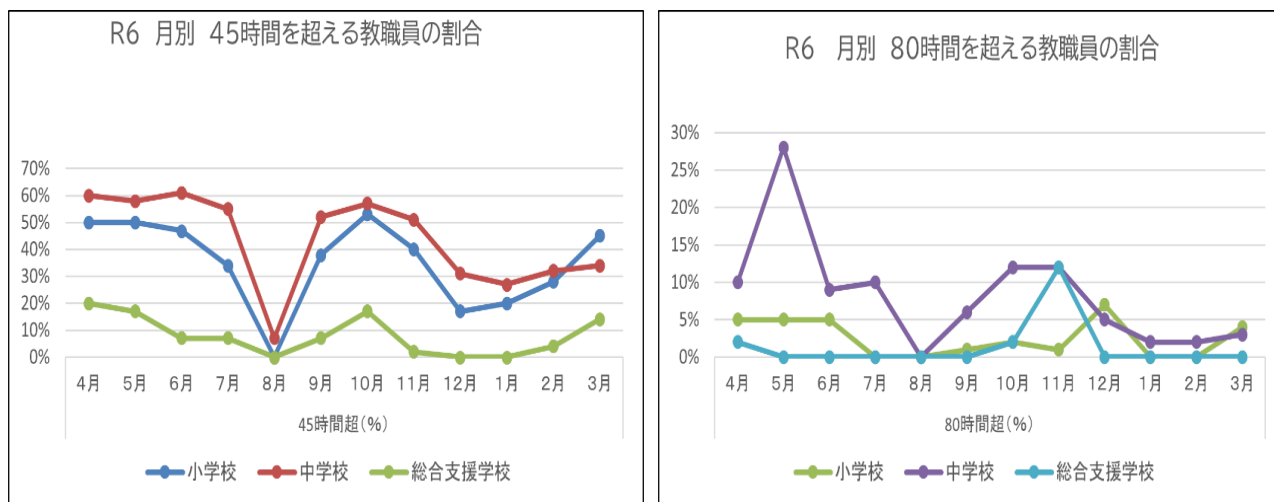
本計画は、教育職員が児童生徒と丁寧に向き合い、心を通わせた教育活動を行うことができるよう、業務負担の軽減を図るとともに、心身ともに健康で、やりがいをもって働くことのできる職場環境の整備を目的とするものである。そのため、取組の方向性や、具体的内容を示し、本計画に基づき、校長のリーダーシップのもとで、教育職員一人ひとりが意識を高め、各学校において業務の見直しや効率化に取り組むことを期待する。

(2) 小千谷市の現状

小千谷市教育委員会及び小千谷市立学校では、行事の見直しや精選、外部人材の活用、業務のデジタル化、管理職による勤務時間の管理などを進めてきた。また、令和6年度からは、学校の運営体制の見直しと併せて、休日の部活動を地域で行う体制を整えるなど、教職員の時間外勤務は改善の傾向にある。しかしながら、月45時間を超えて時間外勤務を行っている教職員が約39%いることや、月に80時間を超える教職員がいなくなったとは言い切れない状況も依然として見られる。

こうした状況を踏まえ、小千谷市教育委員会及び小千谷市立学校においては、教職員が安心して働くことのできる職場環境づくりに向け、今後も一層の取組を進めていく必要がある。

【令和6年度の時間外在校時間の状況】



こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定する。

2 計画の期間

- ・国は令和11年までに教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としている。本計画は令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とする。
- ・令和12年度以降も取組内容や数値を見直ししながら継続する。また、年度ごとの数値を集計し、必要に応じて取組内容や目標のを見直しを行う。

3 目標

(1) 本計画の目標

教育職員一人ひとりが心身ともに健康で、やりがいと誇りをもって生き生きと教育活動に取り組むことができる環境を整える。

小千谷市教育委員会及び小千谷市立学校では、行事の見直しや精選、外部人材の活用等を進めるとともに、小千谷市第五次総合計画における教育分野の基本目標「人を育み文化の香るまちづくり」の実現を目指す。また、全市で取り組む学校教育の指針「おぢやっ子教育プラン」に基づき、「たて糸（学校）と「よこ糸（家庭・地域）がおりなすなす小千谷のひとづくり」の視点から「自ら考え、心豊かに、たくましく生きる、小千谷の子ども」の育成を目指している。併せて、教職員が子どもとじっくり向き合う時間を確保し、一丸となって教育活動に取り組むことができるよう、学校における働き方改革を推進していく。

(2) 数値目標

① 時間外在校等時間に関する目標 令和6年度と7年度は実績(但し、7年度は2月末までの数値)

ア) 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	66%	75%	80%	90%	95%	100%
中学校	56%	70%	75%	85%	95%	100%
総合支援	98%	98%	100%	100%	100%	100%

イ) 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	39時間	35時間	34時間	33時間	32時間	30時間
中学校	39時間	35時間	34時間	33時間	32時間	30時間
総合支援	25時間	25時間	25時間	25時間	25時間	25時間

② ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア) 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
目標	／	／	13日	14日	15日	16日

イ) ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を9%まで減少させる。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目 標	／	／	10.5%	10%	9.5%	9%

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

- ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 (「3分類」①関係)
 - ・各地域の実情を踏まえ、学校運営協議会等を通じて、保護者及び地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- イ) 児童生徒が補導された時の対応 (「3分類」②関係)
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、関係者間で認識を共有する。
- ウ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 (「3分類」②関係)
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察や地域の各自治会が行っている活動に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- エ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） (「3分類」③関係)
 - ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化に向けた体制を整える。
- オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 (「3分類」⑤関係)
 - ・学校と外部の専門家が連携して対応できる環境を整備することにより、教育委員会等の行政機関の責任において、当該苦情等に対応できる体制を構築する。保護者等からの過剰な苦情及び不当な要求があった場合には、教育・保育課担当（管理指導主事）が窓口となり、助言を行うとともに、学校と連携して対応する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

- ア) 調査・統計等への回答 (「3分類」⑥関係)
 - ・校務支援システムや配信ツールを活用し、市から学校に発出される文書の配付や調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成及び管理 (「3分類」⑦関係)
 - ・管理職を中心に、事務職員等の協力を得ながら、作成及び管理を行う。
- ウ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 (「3分類」⑧関係)
 - ・教育委員会と連携を図りながら、当面は事務職員、情報教育主任等を中心に実施し

外部委託に向けた体制づくりを進める。

- エ) 学校プールの管理 (「3分類」⑨関係)
- ・外部施設の「総合体育館プール」を活用し、学校でのプール管理の業務を軽減する。
 - ・複層的なチェック体制の構築、管理業務のマニュアル化等により、学校プールの管理を特定の職員等に任せきりにせず、組織として適切に行うための環境整備を推進する。
- オ) 校舎の開錠・施錠 (「3分類」⑩関係)
- ・教頭に固定せず、機械警備や市職員との役割分担の見直し等を進める。
- カ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮 (「3分類」⑪関係)
- ・コミュニティ・スクールを活用し、地域コミュニティや地域住民等の参画を促進する。
- キ) 校内清掃及び屋外の環境整備 (「3分類」⑫関係)
- ・校内清掃の回数や範囲を合理化するとともに、校内大清掃や屋外の環境整備（花壇や畑の準備等）に保護者や地域の方々に依頼し、協力を得る。
- ク) 部活動の地域展開 (「3分類」⑬関係)
- ・令和8年度から、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
 - ・令和9年度以降、休日部活動展開の実施状況を基に、平日の部活動の地域展開について中期的な視点で検討・推進する。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ア) 給食の時間における対応 (「3分類」⑭関係)
- ・食に関する指導については、栄養教諭等が対応するなど、教諭の負担軽減を図る。
 - ・級外教諭が輪番で給食指導を担当する。食に関する指導については栄養教諭等が対応するなど、担任教諭の負担を軽減する。
- イ) 授業準備、学習評価や成績処理 (「3分類」⑮⑯関係)
- ・教員業務支援員の配置に努め、授業準備や採点作業等を支援する。
 - ・校務支援システムの機能を活用し、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ウ) 学校行事の準備・運営 (「3分類」④関係)
- ・関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進する。また、親善行事や学校行事のさらなる見直しや精選、簡素化を推進する
- エ) 進路指導の準備 (「3分類」⑩関係)
- ・進学先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進する。
- オ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (「3分類」⑲関係)
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的知見を活用した支援体制を構築する。
 - ・教育委員会の特別支援教育指導主事を中心に巡回相談、就学支援等を実施する。また総合支援学校のセンター的機能を生かしながら、適切な支援体制を整えていく。
 - ・医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を、少なくとも年1回は実施する。
 - ・特別支援アシスタントの全学校への適正配置を行う。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

①教育課程・授業の見直し

- ・年間授業時数を適切設定（過大な設定の見直し）
- ・標準授業数を大きく上回る場合は是正
- ・活動の目的や効果を踏まえた見直し
- ・清掃時間や頻度、放課後活動の直し
- ・日課表の工夫による効率化
- ②指導方法の工夫・ICTの活用
 - ・クラウドサービスやデジタル教材の活用
 - ・指導の質の向上に向けた研修の充実
 - ・ICTに精通した人材の育成・配置
 - ・学校全体のICT体制整備
- ③校務の効率化
 - ・留守番電話や録音機能の導入
 - ・業務の見直しと負担威厳
- ④教職員の健康・福祉の確保
 - ・ストレスチェック結果を活用した職場改善
 - ・心身の健康相談体制の整備
 - ・年次有給休暇の取得促進
 - ・出退勤管理システムによる勤務時間把握
 - ・業務の標準化・効率化による負担軽減

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 実施状況の把握と公表

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHP等で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議等において報告する。

(2) 専門機関との連携

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関と連携して課題解決に取り組む。

(3) 目標達成状況の確認

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握する。また、高ストレス者の割合については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握し、対応する。

(4) 学校への個別支援

教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となつて

いる教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5) 働き方改革の推進

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(6) 保護者・地域への理解促進

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。